

北上市文化芸術基本条例の制定について

令和3年2月18日 議会全員協議会資料
まちづくり部生涯学習文化課



1 条例制定の背景

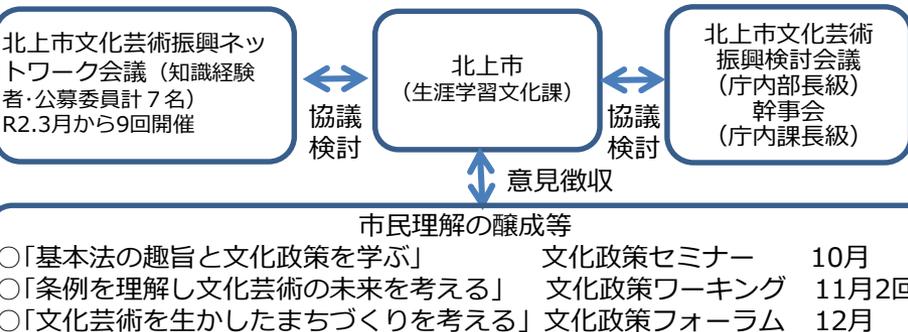
- 「文化芸術振興基本法」の一部を改正する法律により、文化芸術の振興にとどまらず、幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化政策の展開が求められてきている。
- 文化団体関係者より条例制定の必要性について意見を頂いたほか、自主的に法改正や条例に関する勉強会が開催されるなど、気運の盛り上がりが見られる。
- 文化芸術をまちづくりに位置付け、活力ある地域社会の実現を図る。

2 条例制定の効果、目指す姿

- 条例の効果
市の強い意思表示となり、文化芸術の推進に関する施策を継続的に実施する根拠となる。
- 目指す姿

- ・文化芸術を生かしたまちづくりを推進
- ・心豊かな市民生活と魅力ある活力に満ちた地域社会の実現

3 条例の検討経過



4 条例の構成

構成	内容
前文	条例制定の趣旨や考え方の説明
目的（第1条）	条例制定の目的
定義（第2条）	用語の定義
基本理念（第3条）	条例が目指す姿を実現するための基本的な考え方
責務、役割（第4～7条）	市の責務と市民、文化芸術活動を行う者、教育に携わる者それぞれの役割を明確化
基本的施策（第8条）	基本理念に基づく基本的な施策を規定
基本計画（第9条）	文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画の策定
推進会議（第10条）	基本的施策の推進及び達成状況の評価を行う機関の設置

5 施行年月日

令和3年4月1日

6 今後のスケジュール

2月22日（月） 庁議提案
3月 条例案付議（3月通常会議）